

印鑑登録の代理人申請について

印鑑登録証明書は、市民の皆様が不動産の売買契約や、金銭の貸借等のためお使いになる大切な証明書です。

印鑑の登録は、登録する本人に直接窓口においでいただき、登録する意志と、本人であることを確認させていただくことが原則となっております。

しかし、病気、ケガやその他やむを得ない事由により、印鑑登録する本人が直接窓口においでいただけない場合に限って、代理人（秋田市の住民基本台帳に登録されている15歳以上で、公的機関発行の写真付身分証明書をお持ちの方に限られます）により印鑑登録を申請することができます。

代理人による印鑑登録は、下記の手順によって行われます。申請から交付まで日数を要するため申請日の即日交付はできません。

- ① 代理人選任届（印鑑登録をする本人がすべて自分で記入）、登録をする印鑑、代理人の身分証明（公的機関発行の写真付のもの）を、代理人が窓口を持参します。
- ② 受付後、市から印鑑登録証に関する照会書を登録する本人へ親展で郵送します。
- ③ 印鑑登録証に関する照会書の内容に間違いがなければ、必要事項を登録する本人がすべて自分で記入し、押印します。
- ④ 代理人は、回答期限（照会書送付の日から15日以内）までに登録する印鑑、代理人の身分証明（公的機関発行の写真付のもの）、登録申請者本人の身分証明（免許証、健康保険証、年金手帳、預金通帳、キャッシュカード等本人の名前が記載されているもの。コピー不可。）、印鑑登録証に関する照会書を窓口を持参し、印鑑登録証の交付を受けます。

※ 登録できない印影等について

外枠が欠けたり減ったりしている場合、同一世帯で同じ印影やよく似ている印影が既に登録されている場合などは登録できません。

その他の詳細については窓口の職員にお尋ねください。

※ 登録者ご本人が、病気などにより文字を書くことができない場合は、その旨を窓口の職員にお話してください。